

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1号に掲げる中型まき網漁業並びに佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第4条第1項第8号に掲げる小型まき網漁業及び第13号に掲げるしき網漁業につき、佐賀県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置等を次のように定めましたので、お知らせします。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
中型まき網漁業	佐賀県玄海海域	1月1日から 12月31日まで	制限なし	①1そうまき網漁業にあっては、5トン以上20トン未満とする ②2そうまき網漁業にあっては、5トン以上15トン未満とする	漁業法第57条第7項第1号の規定による許可枠の範囲内2統	① 新規許可は原則として認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者はこの限りでない。 ア 許可を承継する者。ただし、承継許可は以下の場合に限る。 i) 経営安定のため他の漁業者と共同経営する場合。ただし、従来の許可受有者が出資額において過半数を占めるときに限る。 ii) 従事者が自立する場合。ただし、従事期間が申請日以前1年以上のときに限る。 iii) 相続の場合 イ 経営の安定化又は省力化を図るため、小型まき網漁業から中型まき網漁業に転換する者 ウ 松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者 ② 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 ③ 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 ④ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者 ⑤ 適切な資源管理を実践できる者 ⑥ 漁業の生産力の向上に努めようとする者
小型まき網漁業 (2そうまき網漁業)	佐賀県玄海海域	1月1日から 12月31日まで	制限なし	制限なし	4統	① 新規許可は原則として認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者はこの限りでない。 ア 許可を承継する者。ただし、承継許可は以下の場合に限る。 i) 経営安定のため他の漁業者と共同経営する場合。ただし、従来の許可受有者が出資額において過半数を占めるときに限る。 ii) 従事者が自立する場合。ただし、従事期間が申請日以前1年以上のときに限る。 iii) 相続の場合 イ 松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者 ② 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 ③ 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 ④ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者 ⑤ 適切な資源管理を実践できる者 ⑥ 漁業の生産力の向上に努めようとする者
しき網漁業 (いわし・さんましき網漁業)	佐賀県玄海海域	1月1日から 12月31日まで	制限なし	4トン以上 15トン未満	10隻	① 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 ② 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者 ④ 適切な資源管理を実践できる者 ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者 ⑥ 中型まき網漁業又は小型まき網漁業を営んでいない者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

<p>中型まき網漁業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年2月25日から令和4年3月15日までとする。 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、2件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 3 令和9年2月26日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が2件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
<p>小型まき網漁業 （2そうまき網漁業）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年2月25日から令和4年3月15日までとする。 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、4件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 3 令和9年2月26日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が4件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
<p>しき網漁業 （いわし・さんましき網漁業）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年2月25日から令和4年3月15日までとする。 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、10件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 3 令和9年2月26日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が10件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。